居住者の追い出しねらう

新港社宅解体問題で会社に要求

諏訪・川尻校区分会が反対集会

この浴場周辺に居住者を集約して社宅内の環境を整備するよう求めての集会。このあとゲートボール大会も。

十月七日午前十時から新港社宅の浴場前の広場で『社宅居住者の追い出しをねらう空戸解体反対』の集会が開かれました。

三池労組の諏訪・川尻校区分会が開いたものですが、あいにくと小学校の運動会、それに七日、八日と会社の連休とあって職場旅行などが重なって全員の集まりとはなりませんでしたが、集会のあとゲートボール大会を催し、さらに終了後茶話会を開いて懇談し、意志統一しました。

集会の冒頭、沖分会長が「空戸を解体すると社宅内は荒れ放題となり、いま以上に住みにくくなります。会社のねらいを暴露してたたかいましょう」とあいさつ。

組合を代表して芳川組織部長は「数年前から事務所の閉鎖、さらに売店の閉鎖とつづき環境はますます悪化しています。組合としても具体的な要求を出しており、ともに頑張りましょう」と、激励しました。

同校区が出した十月四日付の『校区だより』では、『社宅内の道路や測溝の補修など再三の改善要求にもかかわらず放置され、また空戸の管理も手抜きされ、現状は雑草が生い茂り、屋根は陥没し、廃墟となっています』と指摘、さらに「空戸解体によって環境が改善され、青少年の不良化阻止に役立つならもろ手をあげて賛成します。しかし、解体によって道路も通ることができなくなり、居住者が取り残され〝櫛の歯が抜ける〟ように転居しなければならず、結果的には居住者へのいやがらせであり、体のよい退去命令です」と、反対の理由を明らかにしています。

会社の提案

① 新港社宅は、すでに合理化社宅に指定されている。

② 社宅の居住実態は三百三十五戸が空戸で、七十四戸の居住しかない。

③ 青少年の不良化防止の対策になる。

④ 解体した古材は『みなと木材社』が製品乾燥用の燃料として使用する。

組合の要求

九月十二日付で提案された新港社宅の空戸解体については、合理化社宅指定に伴う福利・厚生さらに環境改善の放置こそが問題であります。

今回の新港社宅の空戸解体は、社宅居住者に対する嫌がらせであり、全面立ち退きを意図したものと判断せざるを得ません。

われわれとしては、到底容認できるものではなく、したがって次の通り要求致しますので、早急に誠意ある回答を求めます。

① 居住者全員を浴場周辺に転居集約すること。

② 社宅の環境改善と、空戸、雑草対策を実施すること。

③ 解体後の跡地利用について明確にすること。

④ その他。

保安

有明鉱で熱中症が続出

三池三山の中で、坑内の環境が一番良いといわれてきた有明鉱ですが、最近の作業現場の実態は、ほとんどの箇所で三十度を越え、三十四度という箇所もあります。

九月十一日から熱中症などで連日早昇坑があり、十四日になってようやく通気変更の処置がとられ、やや改善されたようです。

また、会社から「病人対策」ということで、健康管理に注意するよう通達が出されましたが、その後も相変わらず病人という事で早昇坑が続いています。

この事実は、職場環境改善には目をつぶり、すべて本人の不摂生ということで処理されているところに問題があります。

その他、腰部捻挫にしても私傷病として取り扱われ、新労組の幹部も「公傷に認定されたら、私傷との差額を支払うことになっている」と、初めから「公傷にせよ」という態度は見られません。

新労組員には腰部捻挫も、熱中症も、公傷にできるということがまったく知らされていないのです。

また、作業中に足や首を捻挫しても私傷で取り扱われていることが多く、このままでいけば、昔のように〝怪我と弁当は自分持ち〟ということになってしまうのではないでしょうか。

会社の合理化がだんだんエスカレートする中で労働者の立場に立って、病気や怪我の真の原因が労働強化と職場環境の悪化にあることを見抜き、会社と対決してでも改善をかちとらなければならないと思うのですが、みなさんどうですか。

（K・M）

北炭夕張大災害

不起訴を許せない

十四分会　沖　克太郎

十月五日付の新聞で、北炭夕張鉱大災害を起こした前社長らを『不起訴』との報道を見て、腹の底からの怒りを抑えることができませんでした。

国家権力と御用学者と独占資本が結託して書いた茶番劇のシナリオが、三池大災害の不起訴のときと筋書きが似ているからです。

一つに、原因は生産第一主義のために簡単にできる『十分なガス抜き』をしなかったことにあり、三池でも散水をしていれば、たとえ火源が何んであれ大災害は起こらなかったのです。

二つに、政府の調査団は資本の保安サボを指摘していますが、しかし地検は北大の御用学者などを使って、ガス突出の予見可能性について否定的な見解を示しています。

三池でも九大の御用学者をつかって、堆積炭じんが爆発の原因ではなく、ベルト上の炭じんであるとして不起訴になりました。

三つに、北炭でも三池でも大災害発生時はすべて『人災』であり、会社側の責任は免がれないとマスコミの報道がされ、殺されたもの、傷ついたものに対する同情や励ましが集中します。しかし、時がたつにつれて世論の関心が薄まる頃、今回のように本音が出て会社には責任はないとするのです。

八十三人の死と、水没という悲惨なありさまが、いまもまぶたに焼きついています。

このような結論を許すことは、断じてできないのです。

（十四分会職場新聞『いのち』三三〇号から）。

またまた「証拠不十分」で免罪に。
北炭夕張災害不起訴を報じた各紙。

北炭夕張前社長ら

予見不可能で不起訴

三年前の十月十六日の北炭夕張災害について、業務上過失致死傷で林千明社長ら十二人、鉱山保安法違反で六人が書類送検されていましたが、十月四日札幌地検は全員を証拠不十分として不起訴処分としました。

この災害では、鑑定人の渡辺北大教授が「ガス抜きが不十分のまま坑道の掘進を進めた」としながらも、予見の可能性については「極めて困難。前兆現象も、経験と勘で判断するしかない」と否定的見解を示していました。

しかし、政府事故調査委員会は、ガス突出の「予兆・前兆現象」はあったと明らかに異状事態があったことを指摘しており、会社が避難命令を出しておれば人身事故は防止できたのであり、災害の内容をうやむやにする今回の処分は極めて不当なものとなっています。

総評拡評

賃金では生活重視

労戦補強五項目は整理へ

総評の第一回拡大評議員会が九月二十七日、東京で開かれ、①八五春闘では生活実態要求を大事に、好況部門とストを構えて闘争態勢のとれる組合との集中決戦態勢をめざす、②労戦対応では「総評五項目補強見解」の整理を行う、などを骨子とする新方針を決めた。

総評拡評は、大会につぐ決定機関。来春闘の要求について、〝実質賃金論〟に代わる〝生活重視型要求〟の再提唱が注目されるとともに「五項目補強見解」の整理が今後、論議となろう。

あいさつした黒川武議長は、八五春闘の準備について「昨年は物価と前年要求にとらわれすぎた」と反省、「来年は労働者の生活実態、生活実態を大事に、経済状況もみきわめながら大胆に討議をすすめたい」との見解を示した。

ついでたたかい方にふれ「好況・成長部門とストを構えて闘争態勢のとれる組合との集中態勢」を提唱し、春闘相場の引き上げをめざす見解を示した。

採択された方針は、秋闘、反核平和、春闘準備、労戦など十課題。秋闘では時短を重視し、三大連休の実現や年間総実労働二千時間を目標に設定、年金改悪阻止や健保十割給付の回復、人勧での官民共闘をよびかけている。

焦点の労戦対応は、新たに「五項目補強見解の整理」を提唱。①これまでの経過とその後の状況変化をふまえ総評として整理を行う、②全民労協で合意が得られるものは活動で生かし、連合会組織への移行時に基本的方針にとり入れるよう求める、③合意が得られないものは引き続き努力する――となっている。

この方針に対し医労協、運輸一般が「全民労協の役割は、この間の春闘結果をみても明白、手を切るべきだ」と主張したほか、国労、全林野も「五項目見解は総評の生命線であり、堅持を」との見解を表明した。

なお方針草案にあった全民労協の国際自由労連加盟反対、連合体早期移行反対などの総評見解は削除され、〝幻の提案〟に終わった。

（連合）